

京都大学犬山キャンパス図書室内規

(令和4年4月1日ヒト行動進化研究センター長裁定制定)

第1条 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第38条及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第21条に定める施策を実施するために、京都大学ヒト行動進化研究センターに図書室を置く。

第2条 図書室の名称は、京都大学犬山キャンパス図書室とする。

第3条 図書室に、犬山キャンパス図書室長(以下「図書室長」という。)を置く。

2 図書室長は、京都大学ヒト行動進化研究センター長をもってあてる。

第4条 前条に掲げる図書室の運営及び利用に関し必要な事項は、図書室長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。